

# 笛吹市 国民健康保険通信

国民健康保険加入者の皆さんへ みんなの国保を守るために  
このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。医療費と健康について、一緒に考えていきましょう。

## 平成25年度国民健康保険税は据え置きとなりました



税率の検討をする国民健康保険運営協議会委員の皆さん

国民健康保険事業をとりまく環境は、依然として厳しい状況が続いています。増え続ける医療費に対応するため、増え続ける医療費に力を入れた結果、市の国民健康保険特別会計は、24年度決算で繰越金を計上することができると見込みとなりました。

25年度において24年度と同率で保険税の算定を行い、収支に赤字が見込まれないことから、税率の改定は3年連続見送ることになり

### ▼平成25年度納期

第1期	第2期
H25.7.31	H25.9.2
第3期	第4期
H25.9.30	H25.10.31
第5期	第6期
H25.12.2	H25.12.27
第7期	第8期
H26.1.31	H26.2.28

ました。  
本年度も納期内納付へのご理解とご協力をいただくとともに、医療費削減へのご協力もあわせてよろしく願います。

### 国保納税通知書を7月中旬に発送します

7月中旬に平成25年度国保税の普通徴収納税通知書を発送します。納期は、7月末から翌年2月末までの毎月納付です。1年分の国保税を8回に分けて納めます。特別徴収対象者は、納期に関係なく年金支給からの天引きとなります。納期は次のとおりです。

### ▼納付方法

○口座振替 納期を過ぎると延滞金がかかりますので、納め忘れない便利な口座振替をご利用ください。  
口座振替をご希望の方は、口座のある金融機関または国民健康保険課・各支所へお問合せください。  
「口座振替依頼書」は市内金融機関に備え付けられています。

※口座振替日は納期と同じ日ですが、第6期は12月25日です。  
※本庁（南館）では普通口座のキャッシュカードをご持参いただくことにより口座振替の手続きができます。

○納付書 コンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局で納められます。詳しくは納付書裏面をご覧ください。

▼納期を過ぎると・・・  
納期を過ぎると、督促状が發送され、延滞金がかかります。少しでも納期を過ぎて納められない世帯には、徴収員が訪問しています。徴収員は身分証明書を持参していますが、ご不審な点がありましたら、市役所へご連絡ください。

また、滞納が続くと、有効期限の短い保険証や資格証明書の発行、財産の差し押さえを受け

ることがあります。

### ▼減免や軽減を受けられる場合もあります

次の理由で納付が困難な場合、減免や軽減される場合があります。  
① 住宅災害 ② 農作物被害  
③ 疾病による失業  
④ 旧被扶養者（後期高齢者制度創設による措置）  
⑤ 非自発的失業者

※申請には必要な書類や条件などがあります。詳しくはお問合せください。

### ▼所得の申告はお済みですか

保険税の決定や減免、高額療養費の算出にあたっては、世帯の所得申告が必要になります。申告をしていない方がいると、適正な保険税が算出されません。必ず申告をしてください。

健康な生活を送るためには、健康保険はとても大切な仕組みです。国民健康保険の運営は、加入者の皆様から納めていただく国保税で支えられています。国保を安定して維持するためにも、手続きを確実にを行い、国保税の納め忘れのないよう、ご協力をお願いします。

### ■問合せ先

国民健康保険課 国保総務担当  
☎ 055(262)4111